

平成 28 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	28	府省庁名 <u>経済産業省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	特定国立研究開発法人（仮称）への寄附に係る税制措置の創設	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 特定国立研究開発法人（仮称）への寄附を行う法人等を対象とした措置である。 （※）「特定国立研究開発法人（仮称）」とは、独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、世界トップレベルの成果を生み出す創造的業務を担う法人として位置づけられ、別法で定められる法人を指す。</p> <p>・ 特例措置の内容 特定国立研究開発法人（仮称）への法人からの寄附について、全額損金算入が認められる「指定寄附金」の取扱いとする。 法人税について当該措置が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。</p>	
関係条文	〔 地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、第 72 条の 23 第 1 項、第 292 条第 1 項第 3 号 〕	
収見込額	[初年度] ▲6 （ - ） [平年度] ▲8 （ - ） [改正増減収額] (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 特定国立研究開発法人（仮称）について、自己収入（寄附金収入）の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民間企業等からの寄附金を用いて当該民間企業等のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進することにより、世界第一線の研究成果を生み出し、イノベーション創出に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 世界最高水準の研究開発成果を期待される特定国立研究開発法人（仮称）に対しては、研究開発に必要な資金収入を多様な方法により拡充し、自立的な事業活動を促進するとともに、国家戦略に基づく研究開発に加え、民間企業等のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進することが必要である。 国立研究開発法人への寄附税制については、イノベーション創出促進の観点から、民間企業等からの寄附を一層促進するための税制面での環境整備が必要であり、この点について、「科学技術イノベーション総合戦略 2014」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）では、各法人への寄附の促進方策、受託収入の増加など、自己収入に係る検討を進めることとされている。 さらに、自民党・科学技術・イノベーション戦略調査会の「わが国の研究開発力強化に関する提言（中間報告）」（平成 25 年 5 月 14 日）では、総理の提唱する「世界で最もイノベーションに適した国」を実現するため、研究開発力を強化し、国際競争を勝ち抜く方策について検討が重ねられ、世界最高水準の研究環境を整備する方策の一つとして、寄附税制の拡充について、「全額損金算入の適用や、税額控除の導入・要件の見直しなど、国立研究開発法人・国立大学法人・学校法人について自己財源確保のための寄附税制を拡充すべき」と明示されている。 特定国立研究開発法人（仮称）は、国立研究開発法人の中でも特に研究開発成果の最大化に対する要請が高い法人であり、多様な資金を幅広く受け入れることで、研究開発を推進し、我が国の発展に資することが可能となる。 かかる状況を踏まえ、上記の要望を行うものである。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	
ページ		28 — 1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済産業 1-3 イノベーション
	政策の達成目標	イノベーション創出に資するため、寄附による特定国立研究開発法人（仮称）の自己収入を増大させるとともに、民間企業等のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	イノベーション創出に資するため、寄附による特定国立研究開発法人（仮称）の自己収入を増大させるとともに、民間企業等のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進する。
	政策目標の達成状況	特定国立研究開発法人（仮称）の候補である理化学研究所及び産業技術総合研究所については、平成26年度実績で 寄附金額 法人：115（百万円）
有効性	要望の措置の適用見込み	法人：47 法人 なお、適用範囲には、特段限定は無いと見込まれる。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	租税特別措置等により、特定国立研究開発法人（仮称）への寄附を行う法人や個人に対するインセンティブを付与し、寄附による特定国立研究開発法人（仮称）の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民間企業等のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進し、イノベーション創出に寄与する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	【法人税】 ・独立行政法人への法人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として損金算入の特例措置（法人税法第37条）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	理化学研究所及び産業技術総合研究所の運営費交付金 113,268（百万円）（平成27年度予算）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	国立研究開発法人の経営環境は厳しさを増している。国立研究開発法人の中でも、特に、世界最高水準の研究開発成果を期待される特定国立研究開発法人（仮称）は、研究開発に必要な資金収入を、国からの助成に加えて多様な財源の確保を図ることで、財政基盤を強化していくことが重要である。 国による助成は特定国立研究開発法人（仮称）を直接支援するもの、一方で寄附税制は特定国立研究開発法人（仮称）に対し寄附を行う法人に優遇措置を行うものとして異なる役割を担うものであり、両者あいまって、特定国立研究開発法人（仮称）が国家戦略に基づく研究開発に加え、民間企業等のニーズを的確に踏まえた研究開発が推進されるものであり、補完的な関係にあるといえる。
	要望の措置の妥当性	特定国立研究開発法人（仮称）への寄附を行う法人に対するインセンティブ（寄附の促進、寄附文化の発展等）として、税制上の優遇措置が有効である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 27 年度税制改正要望において、国立研究開発法人への法人からの寄附について全額損金算入できる指定寄附金化を要望。